

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成29年3月16日（第10日目）

議 長（佐藤孝悟君）

ただいまから、平成29年平泉町議会定例会3月会議第10日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長から諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出された追加議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

以上で報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、請願第1号、共謀罪（テロ等準備罪）の新設に反対し、法案の国会提出断念と中止を求める請願を議題とします。

この請願について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、升沢博子議員。

7番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

請願の審査の結果を報告いたします。

平泉町議会議長、佐藤孝悟様。総務教民常任委員会委員長、升沢博子。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理番号、1号。付託年月日、29年3月7日。件名、共謀罪（テロ等準備罪）の新設に反対し、法案の国会提出断念と中止を求める請願。

審査の結果、不採択とすべきもの。

委員会の意見。テロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案は、その法案のおよぶ対象を組織的犯罪集団に限るとされているが、解釈によって、請願の願意にある一般市民への監視社会に変質させるのではないかという懸念には理解をするものである。しかし、この法案については、現在国会で審議の途中であり、法案そのものが明確でない状況の中、委員会として、この法案に対して十分な審議をする情報が不足のまま、法案の提出断念と中止を求める意見書を提出することは拙速であると判断する。よって、願意には添えないため、不採択とする。

以上、報告申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

以上で総務教民常任委員長の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。

ただいまの総務教民常任委員会委員長の報告について、3点についてお聞きをいたしたいというふうに思います。

出されています委員会の意見として、法案に対して十分な審議をする情報が不足のままというぐだりがございます。このことについてお聞きをするわけですが、まず1つは、このような意見であるとすれば、情報が不足をしているわけですから、審議が不十分、できないということで結論を出すというのは、まさに拙速なことでありまして、継続審議として処理するのが妥当ではないかというふうに思うのですが、そのような取り扱いではなく不採択としたことの論拠はどこにあるのか、ひとつ伺いたいと。

2つ目、このような意見書にまとまったということは、法案に対する請願者の願意を果たして十分に酌み取ったのかどうかということが非常に疑問であります。願意は、この法案に盛り込まれるであろう危険性を指摘しているものであります。したがって、願意をどのように受け止めて審議をされたのかお聞かせいただきたいと。

3つ目、審議をする情報が不足していたというふうに意見書は述べているわけですが、この請願第1号を審議された総務教民常任委員会の席に、請願者と紹介議員が同席をしているわけでありまして。慎重審議を行う上からも、委員会として情報が不十分であればなおのこと、聴取をすることが求められていたと。その手続はできるわけでございますから、そのことについて措置をしなかった理由はいかなるものなのかという3点をお聞きしたい。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

今、3点について質問がございました。

総務教民常任委員会として、委員各位のこの請願に対してのご意見について伺ったところでありまして。その中で、当然、この法案に対しましては、1点目にありましたように、情報の不足と

いうことに関しましては、まだ法案が政府によって閣議決定までに至っていない、そして、まだ国会のほうに提出されていないということの意味の情報が不足しているため、その情報が十分ではないというご意見でございました。

それから、願意につきましては、当然、提出者の趣旨をいただいておりますので、そのことにつきましても、委員の皆さんのご意見もお聞きいたしました。

採決に至るまでの皆さんのご意見でございますが、この請願に対しましては、国の権限外の事項という形の部分も含まれているのではないかとのご意見がございました。国の外交に関するそういったことについては、町村の権限外にあたるのではないかとというものに対しては慎重な取り扱いが望まれるという、そういった趣旨のこともございまして、これに対しては慎重な取り計らいをするべきではないか。願意については理解を示すが、そのことで意見書提出ということについては慎重にならざるを得ないという、そういったご意見もございました。

そして、少数意見としてございましたのは、この今出されている意見書提出という請願は、今まで共謀罪という形で国会のほうに3度提出をされ、そして廃案になっているものである。今回、テロ等準備罪という名前を変えてはいますが、それぞれこれは一般国民の内心の自由を侵すものであり、非常に危険な法案であると、そういうものをやはり国会に提出させてはならない。そして今、これから法案という形で提出される前に、それは阻止するべきものであるという、そういう少数意見もございました。

確かにおっしゃるとおり、審議を十分に尽くしたという形に言えなくもないのかもしれませんが、委員会としましては、皆さんの意見を尊重し、採決に至ったところであります。結果、賛成少数、そして不採択となったところであります。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

委員長、だいぶ苦しく答弁をされております。

後ほど私は討論もさせていただきますけれども、やっぱり今、委員長言われたように、情報不足や法案が閣議決定されていないことを言われているわけですが、であるからこそ、請願の目的、中身というのは、法案の提出断念と中止を求めたのだということなのです。そこが願意としてしっかり委員会の中で酌み取られていないのではないかと、その結果がこのようになったのだというふうに私は解釈をいたします。

それから、2つ目は、権限外事項云々という話をされました。地方自治法第99条の中では、いわゆる請願の取り扱いなどについて定めた条文があるわけでございますけれども、その解釈も既に示されているわけなのですが、いわゆるグレーゾーンであるものについては、やっぱり請願の趣旨として、目的として、公共の利益なり国民の関心の高いものについては、しっかりと自治体として審議をし、採択をし、関係する国や関係省庁に意見書を出すべきだというふうに言われているわけですね。そのことが、権限外事項を引っ張り出して、公共の利益にかかわらないかの

ごとくやっぱり言われるのは、私はいかがなものかというふうに思います。

少数意見があったということで、その内容も触れられました。そのまさに少数意見こそ、この問題の論点をしっかりと捉まえていたのではないかというふうに思います。

あとは討論で行わせていただきます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほか質疑ございませんですか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まずは、原案に賛成の発言を許します。

6番、高橋伸二議員。

登壇してお願いします。

6番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。

共謀罪の新設に反対し、法案の国会提出断念と中止を求める請願の委員会の不採択に対する反対の討論をさせていただきながら、総務教民常任委員長から報告された請願第1号の不採択に対して、私は次の理由をもって不採択に反対をし、改めて本会議において採択すべきものであるということを訴えるものであります。

まず、1つ目の理由であります。政府は、これまで3度廃案となってきた共謀罪新設法案をテロ等組織犯罪準備罪と称して、テロなどと称するものを隠れみのにした法案を、早ければ来週21日にも閣議決定し、今通常国会に上程、成立させようとしていることは周知のとおりでございます。

この法案の内容は、既にマスコミが入手をしまして報道されておりますが、法案全文の中には「テロ」の表記がないことが暴露されているわけです、後ほど修正をされておりますが。この法案の狙いが、市民社会の監視、抑圧の強化にあることは明々白々であります。

言うまでもなく、共謀罪は、法律に違反する行為を実行しなくても、話し合い、合意がなされたというだけで、刑法犯も含めて676もの、

議長（佐藤孝悟君）

途中ですみませんが、カメラの持ち込みは禁止ですので、おやめになっていただきたいと
思います。

6番（高橋伸二君）

676もの犯罪について処罰を可能とする思想・言論処罰法であることが国会審議の中でも論議的となり、後に対象犯罪を277項目に絞ったものの、根本である組織的犯罪集団の定義が曖昧なままであり、まさに印象操作の感は拭えず、現在でも一般人が対象とされるおそれが残っております。

2005年8月8日以来、過去に3度廃案になった旧政府案では、適用団体が単に団体とされていましたが、今回の政府案では組織的犯罪集団と明記され、その定義は、4年以上の懲役、禁固の罪を実行することにある団体と規定されています。しかし、日本国内にそもそも犯罪行為を目的とすることを明らかにしている団体などはなく、適法な会社や市民団体、労働組合までもが、捜査機関に犯罪を共謀したと判断されれば、一方的に組織的犯罪集団と認定され、共謀罪の対象となる危険性をはらんでいることは、日本弁護士連合会や刑法学者の一致した見解として表明されていることを、本請願の紹介議員としてこの場で述べたとおりでございます。

政府は、2013年の秘密保護法と2015年の戦争法の相次ぐ強行成立、さらには昨年の盗聴法拡大に続いて、市民監視・管理社会をつくり上げるため、来たるべく憲法改悪の地ならしとして、戦争ができる国内法体系の集大成と位置付けながら、今回の共謀罪新設法案の制定を目論んでいることはおのずから明らかであり、冒頭述べたように、市民の思想や良心の自由の抑圧につながる重大な問題であります。

法案にテロの表記がないことが与党の中でも問題視され、改めてテロなどと表記されましたが、日本はテロ防止のために既に13の国際条約を締結していますし、テロにつながるような重大犯罪については、それを未然に防ぐ手立てが既に法制化をされているのであります。

また、テロ等準備罪の対象とされる組織犯罪集団の定義は曖昧であり、既にある盗聴法などと一体で運用され、警察などの判断で、幅広い市民運動や労働運動などが監視、弾圧の対象となる危険性は拭えません。これまでも警察が違法な盗聴や監視などの不当な捜査を行っていたことを忘れるわけにはいきません。

昨日、裁判所の令状なしに捜査対象者の車両などにGPS端末を取りつけた捜査の違法性に対して、最高裁判所大法廷は次のように判決をいたしました。裁判所の令状が必要な強制捜査にあたると違法を指摘し、同時に、個人が権力によってプライベートな領域を侵害されない権利を憲法が保障しているとの初めての判断を示したわけであります。これは公権力が私的に介入する危険性を指摘したものであります。

仄聞すれば、請願付託された常任委員会審議において、いまだ法案が確定していない、法案が上程されてからでも遅くはない、本請願は地方議会に馴染まないとの意見が述べられたようですが、先ほど述べたように、既に法案全文が暴露され、政府与党内でも疑問が出されていることはマスコミの報じているところでございます。犯罪名をテロ等準備罪に変えても、実際に犯罪行為を行わなくても、相談したことを罪に問うという大もとについて変更が加えられたわけではありません。過去3回廃案になった共謀罪そのものであります。

また、法案が上程されてからでも遅くないとの主張は、木を見て森を見ずの例えそのものであります。周知のように、戦前、思想・言論弾圧に猛威を振るった治安維持法によって、労働運動などの社会運動だけではなく、文化人、宗教者、学生など多くの市民が弾圧され、ものが言えない戦争国家がつけられていったことは歴史の事実であります。4年前の特定秘密保護法も、2年前の安全保障関連法も、国論を二分したまま、最後は数の力で強行採決されたことを目の当たりにしているだけに、同じ過ちを繰り返してはなりません。

次に、この請願が地方議会になじまないとの意見に対する見解を述べさせていただきます。

請願は、地方自治法に規定している一種の権利救済制度であるというふうに言われています。そして、その請願の採択基準は、1つは願意の妥当性、つまり公益上の見地から合理性があるかと、2つは実現の可能性、要するに緊急性や重要性などからの判断であり、3つ目に権限事項、いわゆる当該議会の権限に属するものであるかどうかであるとされています。

そこで、権限事項かどうかということですが、地方自治法の本旨は住民自治と団体自治の2つがあり、そこで決めたことは、ほかの団体、県や国から干渉されることがないとされており、つまり、その判断の基準は、自治体としての公益性を広く解釈し、判断することが必要であるとされています。言うまでもなく、議会と議員は、住民の利益擁護と福祉向上のためにという法の趣旨を常に重んじなければならないということでもあります。

先ほども申しあげましたように、仮に請願がグレーゾーンであったとしても、今回の請願のように住民の関心の高いものは、公共の利益を尊重すべきものと言えます。このことは、地方自治法第99条の解釈として、次のように述べられていることから明らかです。そこには、請願等の内容が広く社会一般の福祉と利益に関連があり、かつ住民の関心の高いものについては、国の外交問題に関するものを除き、公益に関する事件として認められる限り、その請願を採択し、その趣旨の実現を図るため、意見書を議決して、国会または関係行政庁に提出することができることとされています。このように定められていることから、本請願第1号が法第99条に抵触するとの見解は誤謬を犯すものであります。

さらに言えば、平泉町議会は、過去2度にわたって同種請願を採択、議決をしています。その1つは、平成26年度第3回定例会における集団的自衛権の行使について国民的な合意と慎重な対応を求めた請願であり、もう1つは、平成27年度第1回定例会における主権主義及び平和主義を否定する集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を撤回し、集団的自衛権の行使を可能とする全ての立法や政策を行わないことを求めた請願採択であります。いわゆる権限外事項を理由とする主張は、こうした先例に目をくれることもなく、公共の利益を尊重するという法の趣旨を否定することに等しく、さきに引用した木を見て森を見ずとの言葉に相通ずるものであります。

以上の理由により、共謀罪の新設に反対し、法案の国会提出断念と中止を求める請願第1号を改めて本会議において採択すべきものとして議決することを訴え、討論といたします。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

次に、原案に反対の発言を許します。

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

反対討論を壇上よりさせていただきます。

5番、真竈光幸であります。

請願の原案に対する反対討論を申し上げます。

今回受理をされました請願件名、共謀罪（テロ等準備罪）の新設に反対し、法案の国会提出断

念と中止を求める請願の趣旨は、憲法で保障されている思想、信条の自由、いわゆる内心の自由と表現、言論、結社などの自由を根底から覆す危険な法案であり、国会での審議の前に提出断念に追い込む意見書を提出するよう本議会に求めたものであります。

請願の対象となる事項としては、憲法16条に損害の救済、公務員の罷免、法律、命令、規則の制定、廃止または改正、その他の事項と規定されています。しかし、これらは例示であって、これらの事項以外においても、国政に関する事項、地方公共団体の事務に関する事項についても請願できると解釈されております。また地方自治法第99条においても、公益に関する意見書を国会に提出できると定められており、地方の民意を国政に反映させる手段として活用されております。

その一方、請願の採択にあたっては、法令上の基準がなく、委員会の自主的判断によるとされています。願意が妥当であるか、その実現の可能性があるか、町村の権限、議会の権限事項に属する事項であるかなどであります。今回の案件は、行政実例上からは、議会、町村の機関において阻止する余地のないことを請願内容とするものにあつては、不採択とするほかはないとされているものであります。

さて、テロ等準備罪を新設する組織的犯罪処罰法改正案は、国連が国際社会でテロと対峙するために採択した国際組織犯罪防止条約批准の条件として、共謀罪を設けることを求めたものに対応するものであります。国会が法案の中身や細部についてこれから法務委員会で慎重に審議することとなります。一地方自治体の議会として、現段階で審議前の法案に賛否を問うことより、その審議を見守るべきだと考えます。テロ等準備罪については、政府与党には、国民にわかりやすい丁寧な説明が必要とされることはもちろんのことであります。国民の理解があつて成立するとした民主的な議論を展開してほしいと望むところであります。

意見書は、住民の代表であります議会の総意が原則であり、請願を採択とすれば、住民の要望に対し速やかな実現に努力するとした道義的責任を負うものであり、そのためには十分な審査が必要になるという理屈でございます。今後の国会審議の過程の中で、一般市民への影響などの見極めが必要になりますが、現在、そうした見極めをする状況にあらず、中立公平で十分な審査が不可能なことから、今回の請願の願意には添えず、不採択にするほかにはないと思ひます。

今後、このように国会で審議されている案件につきまして、町議会が結論を下すことが妥当であるかどうかということは、今後の課題として考えていかなければならないと思ひますが、そのことを付け加えまして、原案の反対の討論といたします。

議長（佐藤孝悟君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

3番、阿部圭二議員。

3番（阿部圭二君）

3番、阿部圭二です。

賛成の立場で言わせていただきます。

共謀罪は、実際には起きてもない犯罪について、2人以上で話し合い、計画しただけで犯罪に問える恐ろしい法律であります。実際に起きた犯罪行為のみを罰し、思想や内心を罰しないと

いう日本の刑法の大原則を根本からひっくり返すものです。国民の思想や内心の自由を侵してはならないと定めている憲法19条に反する違憲立法です。

組織的犯罪集団の行為のみが対象だと言い、政府は、テロ組織、暴力団、麻薬密売組織などをその例として挙げます。しかし、それ以外の者も含まれると答えています。つまり、限定はありません。何がテロ組織にあたるかについての定義はない、麻薬密売組織も法定上の定義はないと述べています。組織的犯罪集団の認定は捜査機関が行うことになりますから、都合のよいように範囲を拡大することが可能です。

安倍首相は、国内法を整備し、条約を締結できなければ東京五輪を開けないと言っても過言ではないと述べ、国際組織犯罪防止条約を締結するために共謀罪が必要だと繰り返し述べております。

日本の刑法は、犯罪予備罪、内乱予備陰謀罪、身代金目的誘拐罪、凶器準備集合罪など、テロで想定される多くの重大犯罪の実行以前から取り締まる制度があります。アメリカと違って、銃や刀剣の所持自体が禁止されております。これに対し、共謀罪では、選挙違反などテロとは全くかわりのない罪を含む600以上の犯罪が対象であります。

共謀罪は、犯罪を実行する前に話し合い、計画したことを罪に問います。捜査員が心の中をのぞくことは困難であります。話し合い、計画の現場に居合わせることもほぼ不可能であります。警察など捜査機関にとって手っ取り早い方法は電話の盗聴やメールの傍受です。安倍政権は、2016年5月に盗聴法改悪、薬物・銃器犯罪、集団密航、組織的殺人、薬物に限定していた犯罪対象を、窃盗、詐欺といった一般犯罪まで拡大しました。

共謀罪によって、どんなことが処罰されるでしょうか。例えば工事を防止しようと座り込みを計画する人たちがいたとします。この話し合いを組織的に威力業務妨害罪の犯行の合意と警察が決めつけ、話し合いの場においてごぎを買ったことを準備行為とみなせば、共謀罪が成立するので、当局の都合のよい判断で対象を拡大できることになります。例えばATMで金をおろす行為でも準備行為に問われると安倍首相が明言しています。そして、その場にいた他の人たちも共謀罪となります。

町民も、自分には関係のない話と思っていると、いつ自分に降りかかるかわからないものです。誰かが罪を逃れようと密告すれば、他の人たち全員共謀罪ということになります。町民を守るためにも、請願に賛成していこうではありませんか。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

次に、原案に反対の発言を許します。

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

11番、寺崎です。

請願の原案に反対するものでございます。

今、国会で議論されている共謀罪に関する組織犯罪法案の提出にあっては、まだまだ国会で審

議審査を重ねなければならない法案であり、今、国会の中で各党で厳しく対応している段階であると思われます。

この法案は、準備行為の定義が不明確であったり、共謀との境界が定かでない、テロ等準備罪の捜査手法も不明確であり、将来的には監視型捜査の拡大につながり、市民への影響は極めて大きい法案であることは理解できるところであります。しかし、まだまだ国の動向を注視する必要があり、今の時点では拙速であると私は判断いたします。

また、請願、意見書の取り扱いでございます。法令上の基準はなく、委員会での自主的な判断とされていますが、どうも最近は何種団体等から政府などに対する意見書の提出が目立つようになってきております。今回の内容の件も、願意の妥当性から見ても、町村行政なり議会の権限に属さない事項に係るものであり、一般的には好ましくないとされている、そのため慎重に取り扱う必要と思われます。

これらを総合的な見地から見て、私は今回の請願について反対するものであります。

議長（佐藤孝悟君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

三枚山光裕でございます。

私は、総務教民常任委員会の委員長報告に反対の立場で、すなわち、共謀罪（テロ等準備罪）の新設に反対し、法案の国会提出断念と中止を求める請願は採択すべきとの立場から討論をいたします。

まず、委員長報告についてであります。

審議中だからという点でありますけれども、まだ提案されていないから求めているものであります。また、明確でないというのも事実でありますけれども、国は明確にしたいということ、今、議論が進んでいるのであります。そして、議員自身の情報が不足という点では、議員自身が認識不足を表明することにほかならないと思います。そして、地方議会であらゆる種類の請願が国に対して意見を述べるというのは、民主主義の発意という点で、極めて当然のことだというふうに思います。

2000年8月、平成11年、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律が成立されました。これが組織犯罪処罰法と言われるものです。自民党や安倍内閣は、この法律を修正し、共謀罪という罰則を新たに設け、今月末にも閣議決定しようとしています。

日本が組織犯罪法を制定した3カ月後の2000年11月、国連は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約、いわゆる国際組織犯罪防止条約を採択しました。安倍首相は、国際組織犯罪防止条約を締結するために共謀罪が必要だと繰り返してきました。これまで3回にわたって廃止、廃案にされてきたことはご承知のとおりです。

この共謀罪の何が問題なのでしょう。共謀罪は、実際に起きてもない犯罪、起きてもないわけですから本来は犯罪とはならないものですが、何も起きていない事柄を2人以上で話し合

い、計画するだけで犯罪として問える、すなわち処罰できるという法律です。

日本の憲法19条は、思想及び良心の自由はこれを侵してはならないとしており、まさに違憲立法であります。思想、内心、心の中で考えていることを処罰するためには、捜査機関、すなわち警察や検察がいわば証拠を掴まなければなりません。証拠はどこにあるのでしょうか。証拠は内心、心の中にあるのです。捜査機関が処罰したい人、捕まえたい人が何を考えているのか、その心の中を掴む手段があります。それが、処罰したい人の会話、電話、携帯、スマホです。それらの会話の中身から、その人の思想、宗教、趣味、人とのつながり、それら全てがわかります。金田勝年法務大臣は国会答弁の中で、実際の会話だけでなく、メール、絵文字、イラスト、スタンプでも共謀が成立し得ると答弁いたしました。

2000年6月の国会の質疑の中で、目配せとまばたきの違いを述べよ、当時の衆議院議員の保坂展人氏が法務省に質問をいたしました。法務省が答えませんでしたので、保坂氏が解説をいたしました。目配せは思想の伝達行為であり、サイン、合図ということです。まばたきは生理現象だ。共謀罪の新設が焦点だった。犯罪を実行しなくても、相談して合意するだけで罪に問えるようにする法案だ。会話による相談がなくても、誰かが誰かに目配せをするだけでも、共謀は成立し得るとというのが当時の法務省の見解でした。その当時の局長は、まばたきでも成立すると答えたため、保坂氏は、生理現象が共謀罪になるなら、人類は皆共謀罪ではないかというわけだ。人権侵害の危険性をよくあらわす攻防だった。これは朝日新聞の天声人語に載ったことであります。まさにこれが共謀罪なのです。

安倍首相は、なぜこの法律をつくろうとしているのでしょうか。安倍首相は、戦後レジームからの脱却、日本国憲法のもとでつくられてきた日本の戦後のあり方を根本的に変えると主張し続けてきました。さきの戦争への反省もない、あの戦争は誤りではなかったという考えです。

昨年12月の臨時国会で、TPP協定関連法、年金カット法、カジノ解禁推進法の3つの悪法を、国民多数の反対、慎重審議の声を無視して、連続的に強行採決をしました。数の力で三権分立も議会制民主主義も破壊したのです。いずれも国民の6割、7割が反対していたものです。安倍首相は、国民の声に耳を傾ける必要がないなどと考えているのです。国会の質問に真面目に答える立場は持っていません。今の南スーダンの日報問題や森友学園の問題でも、そのことははっきりとあらわれています。国民のTPP反対の声、年金を下げるな、原発再稼働反対の声、保育園をつくれとの声に、こうした運動を政府は敵視、批判を止めようとしているのです。そのためにも、共謀罪が必要なのであります。決してテロのためではありません。これは私が何も大袈裟に言っていることではありません。安倍首相は、昨年末、年金カット法案の審議の中で、私が述べたことを理解できないなら、こんな議論を何時間やっても同じと言いました。ここに安倍首相の本音があらわれています。

共謀罪は、現代版治安維持法とも言われています。治安維持法は、1925年、大正14年、国体を変革することを目的として、結社を組織したる者を最高刑で死刑とし、その後、処罰の対象を広げました。全国では十数万人、逮捕者、送検者7万5,000人、虐殺など命を落とした人は名前がわかっているだけでも500人を超えています。この岩手では、1930年、昭和5年からの3年間で、

当時の新聞報道では300人以上が検挙されています。検挙された人は、文芸サークルの岩手共人会、岩手医専、今の岩手医大です、あるいは労働組合、そうした方々が検挙され、また当時、三陸大津波の救援活動で救援に来た全国の人たち300人も検挙されました。こうした検挙された人たちは、人にけがを負わせたとか、何か物を壊したのではありません。労働組合や文芸、演劇の活動、そうしたこと、内心、心の中の考えが罪とされたのであります。演劇をする人は、赤いバラの花は禁止され、舞台のセットの夕日も禁止されたと言われています。まさに提案されようとしている共謀罪と瓜二つではありませんか。

主権在民、自由と民主主義を規定した憲法のもとで、戦後の発展と平和が築かれてきました。生きとし生けるもの全てが極楽浄土にという世界遺産の平泉から、平和を守る声、自由と民主主義を守る声を上げることは、意義あることと思います。戦後70年あまり、そしてこれから千年も先の未来に向けて、自由と民主主義、平和を守り続けることが必要であります。政治的立場を超えて、政府に対して、共謀罪、組織犯罪処罰法の改正に反対する意思をきっぱり示そうではありませんか。

議員各位の賛同を重ねて求めまして、私の討論といたします。

議長（佐藤孝悟君）

そのほか原案に反対の発言いらっしゃいませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

それでは、賛成の方いらっしゃいませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

それでは、これで討論を終わります。

これから請願第1号、共謀罪（テロ等準備罪）の新設に反対し、法案の国会提出断念と中止を求める請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第1号、共謀罪（テロ等準備罪）の新設に反対し、法案の国会提出断念と中止を求める請願を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（佐藤孝悟君）

本案は、起立多数により、採択することに決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第2、議案第5号、平泉町浄土の拠点施設設置条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

それでは、議案書1ページをお開き願います。

議案第5号、平泉町浄土の拠点施設設置条例についての補足説明をいたします。

平泉町立老人憩の家につきましては、昨年の12月会議におきまして、設置条例を廃止する条例を議決いただきましたところでございます。現在は、国からの地方創生加速化交付金をいただき、町民に世界文化遺産平泉の浄土思想に関する学習の場を提供し、郷土愛の醸成を図るとともに、町の情報発信並びに観光客への宿泊交流体験の場の提供による地域の活性化及び観光振興に資するため、旧老人憩の家を改修し、平泉町浄土の拠点施設の建設を進めております。

新平泉町総合計画基本計画には、主要施策を横断的に取り組む3つのまちづくり戦略と浄土のまち平泉プロジェクトという1つのプロジェクトとして位置付けられております。

当施設は、平泉の世界文化遺産を生かしたまちづくりを推進するための重要施設となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

この議案につきまして、平泉町浄土の拠点施設設置条例でございますが、この中にうたわれております指定管理者による管理ということになっておりますが、この設置に関しての、いろんな自治体でこういった施設、公の施設の設置を条例をつくっているようなのですが、その中で、これから平泉町も指定管理者に指定管理を任せるといってこういう設置条例をつくったと思うのですが、指定管理の指定管理者の指定手続に関する条例を定めて、そして指定管理者を選定するというようなところが結構多い、自治体がそういう条例を定めて指定管理者を選定しているというところがあるようなのですけれども、平泉の場合はどういったことになっているのか、そのことについて。

ほかに、平泉町指定管理者制度運営委員会というものがあって、道の駅に関してもその運営委員会の中で選定という形になっているようですが、その設置、指定の手続に関する、こういったものについてはどういうふうにお考えかお伺いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

浄土の拠点施設に関しましては、概ね道の駅と同じ、同様の形で委員会のほうにかけまして、6月会議のほうに諮りたいというふうに考えておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

ちょっと私の言い方もあれだったのですが、今後、平泉も公の施設を指定管理ということが増

えてくる、これから既存のものも指定管理というふうな形になる可能性もあるわけですね。そのときに自治体として指定管理者の指定手続に関する条例を定めて、それをもとにしてこういった設置条例をつくっているという自治体が多いようなのですが、そこについてどうお考えかを伺っているところなのですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

平泉町でも指定管理者に関する条例がございます。これに基づいて議会にお諮りいたしているところがございますので、この同様の手続、道の駅と同様の手続で行っていききたいというふうに考えておるところです。

議長（佐藤孝悟君）

そのほか質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

これから議案第5号、平泉町浄土の拠点施設設置条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時15分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

日程第3、議案第6号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第6号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

この改正は、人事院の勧告に伴う国家公務員の育児休業等に関する法律の改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に鑑みまして、平泉町職員組合と交渉を行い妥結した内容により提案させていただくものでございまして、介護を行う職員の超過勤務の免除、介護時間の新設、介護休暇の分割取得について規定するため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

それでは、議案第6号参考資料、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表を参考にご説明をいたします。

新旧対照表1ページをお開きください。

第7条の3第4項では、これまでは介護を行う職員から請求があった場合、深夜の時間外勤務の免除及び時間外勤務時間の制限の2点のみ認められておりましたが、今回の改正により、時間外勤務の免除も可能としたものでございます。

次に、第10条では、休暇の種類といたしまして、新たに介護時間を定めようとするものでございます。

1ページの裏をお開きください。

次に、第14条では、職員の介護休暇の分割取得を定めるもので、今までは連続する6月に1回だったものを、改正では合計6月で3回までの分割取得を可能としようとするものでございます。

次に、14条の2では、介護時間の具体的な時間を定めるもので、連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認める場合は承認できるとし、その勤務しない時間については、給与額を減額することとしようとするものでございます。

次に、第15条では、任命権者から承認を受けなければならない休暇の中に介護時間を加えようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第6号、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第4、議案第7号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書5ページをお開きください。

議案第7号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

この改正につきましても、議案第6号と同様、人事院の勧告に伴う国家公務員の育児休業等に関する法律の改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に鑑み、平泉町職員組合と交渉を行い妥結した内容により提案させていただくものでございまして、非常勤職員の育児休業の取得要件の一部緩和、養育する子の範囲の拡大について規定するため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

それでは、議案第7号参考資料、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表を参考にご説明をいたします。

2ページをお開きいただきたいと思います。

第2条では、非常勤職員の育児休業の取得要件の一部緩和を定めるもので、これまでは非常勤職員が育児休業を取得できるのは、任命権者を同じくする職員で、任期が子の2歳の誕生日まで継続している職員であったものを、改正では、1歳6月以降まで継続している職員までとしようとするものでございます。

（「1歳」の声あり）

総務課長（岩淵毅志君）

すみません。改正では、1歳6月以降まで継続している職員までとしようとするもので。

その前のことですか。

（「1歳到達日」の声あり）

総務課長（岩淵毅志君）

これは2歳でいいのです。解釈すると2歳ですので、2歳でいいのです。

次に、第2条の後に第2条の2として、養育する子の範囲の拡大を定めるもので、特別養子縁組の成立にかかる監護を現に行う者と、児童福祉法の規定により里親である職員に委託されている児童であって当該職員が養子縁組によって養親となることを希望しているもの等を新たに加えようとするもので、現行の第2条の2、第2条の3をそれぞれ繰り下げて、第2条の3、第2条の4としようとするものでございます。

2ページの裏をお開きください。

また、第3条、第10条、第18条の改正につきましては、議案第6号で可決いただいた内容及び議案第7号の第2条、第2条の2で提案している内容に基づき、条文の中の文言の整理をしようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第7号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第5、議案第8号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

議案書7ページをお開きいただきたいと思います。

議案第8号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

この改正は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、委員定数7名への変更と新たに農地利用最適化推進委員12名を配置されることに伴う各職の年額報酬額の改正、消防団の団員のうち、県下町村の平均報酬額よりも低い部長、分団長、副分団長の年額報酬額の改正、一関薬剤師会からの要望による学校薬剤師の年額報酬額の改正、一関医師会からの要望による校医（内科、耳鼻科、眼科、歯科）の年額報酬等の改正、新たに国際交流員が設置されたことに伴う月額報酬の新設によるものでございます。

それでは、議案第8号参考資料、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表を参考にご説明をいたします。

4ページをお開きいただきたいと思います。

改正後（案）欄、区分4項の会長、代理、委員の年額報酬には変更ありませんが、年額を基本給とし、基本給額の下にそれぞれ「能率給予算の範囲内で町長が定める額」を加えようとするものでございます。

次に、区分の12項の消防団の団員の報酬年額のうち、部長の報酬年額を6万3,800円から7万4,000円に、分団長の報酬年額を6万3,800円から7万4,000円に、副分団長の報酬年額を4万8,000円から5万6,000円にそれぞれ変更しようとするものでございます。

次に、区分30項の後に区分31項として国際交流員を新たに加え、報酬額を月額33万円以内で町長が定める額とし、現行の区分31項を区分32項に繰り下げ、改めようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第8号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第6、議案第9号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

議案書9ページをお開きいただきたいと思います。

議案第9号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

この改正は、人事院の給与改定に関する勧告に鑑み、平泉町職員組合との交渉を行い妥結した内容により提案させていただくもので、一般職の職員の扶養手当の改定を行うため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

なお、扶養手当の改定につきましては、平成31年度に完了することで平泉町職員組合と妥結をしているところでございます。

それでは、議案第9号参考資料、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表を参考にご説明いたします。

新旧対照表6ページをお開きいただきたいと思います。

第9条第2項第2号では、職員の扶養を受けている者を定めたもので、現行では子と孫と一緒に規定していたものを、改正では、子を第2号で、孫を第3号でそれぞれ規定しようとするものとし、現行の第3号、第4号、第5号を改正後（案）のように1号ずつ繰り下げ、第4号、第5号、第6号としようとするものでございます。

次に、第3項では、平成31年度に完了する扶養手当の改正額を定めたもので、第1号の配偶者については現行の1万3,000円から改正後（案）の6,500円に改め、現行の第2号から第5号までの扶養親族たる子、父母等と改正後の第3号から第6号までの扶養親族については6,500円とし、改正後（案）の第2号の扶養たる子については1万円に改めようとするものでございます。

なお、職員に配偶者がいない場合の扶養手当につきましては、廃止しようとするものでございます。

次に、第10条では、現行の1項目の「1に該当する」を改正後の「いずれかに掲げる」に改め、現行の4行目から7行目までの括弧書きを削り、同条第1項第2号の2行目から3行目の「前条第2項第2号又は第4号」を改正後（案）のように「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、次、6ページの裏をお開きください、第3号、第4号を削り、現行の第2

項の3行目の「、扶養親族」を改正後案の「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、現行の第2項の4行目の「がない」の次に改正後（案）の「場合においてはその」を加え、現行の第2項の5行目の職員の次に「前項第1号」を「同項第1号」に改め、「掲げる事実が」の次に「生じた場合においては」を「生じたとき」に改め、現行の第2項の13行目の「すべて」を漢字表記の「全て」に改め、現行の第3項の1行目から10行目までのアンダーライン部を「、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に改め、現行の11行目と12行目の「これらの」を「その」に改め、14から15行目の「扶養手当を受けている職員に更に第1項」を削り、現行の17行目からの「（扶養親族たる子）から次の7ページの1行目の「支給額の改定」までの部分のアンダーライン部分を削り、改正後（案）のように、同項に第1号、第2号、第3号を新たに追加しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項では施行期日を平成29年4月1日からとし、第2項では平成29年度における職員の扶養手当の額を、第3項では平成30年度における職員の扶養手当の額をそれぞれ定めようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第9号、平泉町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第7、議案第10号、平泉町町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉税務課長。

税務課長（千葉多嘉男君）

それでは、議案第10号、平泉町町税条例等の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

議案書12ページをお開きください。

今回の改正は、地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、平泉町町税条例等の一部を改正する条例について、所要の整備をするものでございます。

今回の改正概要につきましては、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長と消費税率の10%への引き上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更になったことに伴い、関連する地方税の措置について、所要の見直しが行われることになっております。

平成28年4月会議で消費税率が平成29年4月1日から10%に引き上げとなることを前提とし、関連する町税について町税条例の改正を行っているところです。

つきましては、消費税率の引き上げ時期の変更に伴い、町税の措置についても施行期日の変更をする必要があるため、今回改正するものでございます。

お手元に配付されております平泉町町税条例新旧対照表により説明をさせていただきます。

9ページをお開きください。

第1条関係でございます。

第7条の3の2でございますが、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限の延長について、適用年度が平成41年度から平成43年度まで、居住年が平成31年から平成33年までそれぞれ延長されることによる規定の整備でございます。

9ページの裏をお開きください。

第1条につきましては、上段アンダーラインの「第19条の2中「軽自動車税」を「種別割」に改める。」を削除し、「第20条中」以降の「）、第53条の7、第65条」の次に「、第77条の7第1項」を加え、「」を削り、中段のアンダーライン部の「、「第93条第1項」を「第77条の7第1項の申告書、第93条第1項」に改め」を削ります。これにつきましては、納期限後に納付し、または納入する税金、または納入金に係る延滞金について、第77条の7第1項で規定しております環境性能割の申告納付について削除し、所要の整備を図るものでございます。

中段の現行部の「第35条の4中」以降から、12ページ裏のアンダーライン部につきましては、消費税率引き上げの延長に伴い、法人税の税率及び軽自動車税の環境性能割と種別割の事項について全削除し、平成28年定例会12月会議議案第10号、平泉町町税条例等の一部を改正する条例で改正された消費税率引き上げ前の事項について、現行に戻すものでございます。

12ページの改正後の事項につきましては、現行に戻ったことに伴いまして、附則第16条の1項の最初の新規登録から13年を経過した4輪車等についての重課税について字句等の整備をし、2項の新規取得した新車の軽4輪等で電気自動車、天然ガス車について、3項及び4項の規定の環境性能を有する4輪車等について、新規取得した新車の軽4輪等で排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、それぞれ取得期間を平成27年4月1日から平成28年3月

31日までを平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、課税対象年度について平成28年度分を平成29年度分に改正し、1年間延長するものでございます。

12ページ裏から15ページの第1条の2につきましては、消費税率引き上げの延長に伴い、消費税の引き上げの平成31年10月1日時点での法人町民税及び軽自動車税の改正を行うもので、平成28年定例会12月会議議案第10号、平泉町町税条例等の一部を改正する条例で改正された内容と同じものになるものでございます。

法人町民税につきましては、地方法人課税の編成是正の観点から、平成31年10月1日以後に開始する事業年度から、現在の法人税率9.7%につきましては6.0%に引き下げる措置を講じるものでございます。3輪以上の軽自動車については、平成31年10月1日から環境性能割を創設し、その軽自動車の取得価格が50万円を超えるものについて、その額を課税標準として100分の0.5から100分の3の範囲で課する措置を講じるものであります。また、軽自動車税を種別割に改めるものでございます。

次に、附則の施行期日です。

第1条第1号ですが、消費税引き上げの延期に伴い、環境性能割の申告納付の事項が不要となったため、規定の整備をし、第4項を第3項に改めるものでございます。

第2号ですが、消費税引き上げの延期に伴い、環境性能割の申告納付の事項が不要となったことと軽自動車の取得期間に伴うグリーン化特例の1年延長になったため、規定の整備をするものでございます。

15ページから15ページ裏の第4号ですが、消費税率引き上げの延長に伴い、消費税の引き上げ後の軽自動車の環境性能割、種別割の規定について、平成31年10月1日と定めたものです。

第2条の町民税に係る経過措置についてですが、3項を削り、4項を3項とするものです。

第2条の2ですが、町民法人税の税率の引き下げに伴う事業年度について規定したものでございます。

軽自動車税に関する経過措置の第3条の2についてですが、グリーン化特例が1年延長となったため、規定については平成29年度分について適用することを定めたものでございます。

第4条についてですが、新条例が31年条例に訂正されたことに伴う規定の整備でございます。

附則として、公布の日が施行とするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第10号、平泉町町税条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第8、議案第11号、平泉町農業委員会の委員等定数条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（菅原幹成君）

議案書16ページをお開き願います。

議案第11号、平泉町農業委員会の委員等定数条例について補足説明をさせていただきます。

農業委員会は、ご存じのように、農業委員会等に関する法律に基づき市町村に設置される行政委員会として、農地法によりその権限に属させた事務及び農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関する事務等を実施しているところです。

このたびの農業委員会等に関する法律の改正では、委員の選任にあたっては、選挙制から市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制、また、委員の定数については、委員会を機動的に開催できるよう現行の半分程度とするように、さらには、現場活動を積極的に行うため、委員とは別に農地利用最適化推進委員を設置することとしております。

この改正に伴い、定数につきましては、農業者の数及び農地面積に応じて上限及び基準が定められておりますことから、その基準に基づき、また改正の趣旨に照らし、第2条で委員の定数を7人に、第3条で新たに設置する農地利用最適化推進委員の定数を12人としようとするものです。

また、先ほど申し上げたように、農業委員の選任方法が変わることから、附則において、関連する条例を廃止しようとするものであります。

施行期日につきましては、現農業委員の任期が平成29年7月19日までであり、翌日の7月20日から施行しようとするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

ちょっと私聞いていなかったのか、説明されていたのかわかりませんが、農地利用最適化推進委員の定数は12名とありますが、この12名の方々はどのような選出で行われるのかちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（菅原幹成君）

公募が原則ということでございますので、4月以降に広報等で周知して、各地域のほうから、個人でも推薦は構いませんけれども、いずれ公募をして推薦をいただいて、その中から選考委員会を開いて案を決定していきたいというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

推進委員というものの仕事の内容と申しますか、農業委員と推進委員の違いというものをお知らせください。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（菅原幹成君）

新たに農地利用最適化推進委員を設置するということですが、農業委員会につきましては、これまでは農地法の許可権限、許可についてを中心に行ってきておりますが、今回新たに設置する特別職ということで、主に地区のほうに入っていて、耕作放棄地の防止でありますとか、あるいは遊休農地の担い手の集積ですとか、そういったものを地域に入ってもらおうということで、農業委員会のほうで設置することになります。そういった役割分担を行っていくというふうなことでございます。

議長（佐藤孝悟君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

農業委員会で設置をするということですが、推進委員と農業委員会との接点というのは、どこでどうするのですか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（菅原幹成君）

農業委員会のほうで農地利用最適化推進委員の活動についてのどのような活動をするかというところについて方針を定めることになっておりますので、農業委員の方々につきましても、許可だけではなくて、一緒に地域のほうに、同じような活動というか、全く同じとは言えませんが、そこは連携をして、もう全く地域に入らないということではなくて、中心になるのは新た

に設置する農地利用最適化推進委員というふうなことになりますけれども、一緒に連携してやっていくということには変わりはないのかなというふうに考えております。

議長（佐藤孝悟君）

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

農業委員会の会議と、あるいは推進委員の会議は一緒ではなくて別々にやるわけなのだけれども、さっき言った接点というのは、その会議の結果に基づいて農業委員とそれから推進委員とのどこかで整合性を持たないとうまくないと思いますが、そこらあたりはどうなっていますか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（菅原幹成君）

基本的に定例会は農業委員の方々で開くことになるとは思いますけれども、許可以外のことで、耕作放棄地の解消であるとか、遊休農地の活用とか、そういったことについては最適化推進委員ということになります。恐らく、今、事務局として考えているのは、農業委員会の会議の席上に農地利用最適化推進委員の方々も来ていただくと、情報共有をしていく中で、常に一緒に進めていく必要があるかと思っておりますので、そういったことを考えております。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

1点だけお伺いしたいのですが、いわゆる今までの農業委員会が担ってこられなかった部分をこの推進委員は担うということになるわけですね。そして、具体的に、今、農業委員会事務局長から補足説明があったように、耕作放棄地の問題だとか、あるいは中山間地の取り組みなどを含めて、農業委員会との連携の中で推進委員の皆さんが、この地域にはどのような施策というか、そういうものが適しているかと、あるいは何が不足しているかというようなことを精査しながら指導をしていくという任務に当たられるはずなのですが、1つ聞きたいのは、いわゆる推進委員に対して支払われる報酬なのです。

これは農業委員会の委員の報酬よりも若干下回っているわけですが、しかし、実働部隊として汗を流して山野を歩くことがたびたび出てくるわけですから、そういう意味では、この推進委員に対する報酬というものについて、配慮といいますか、そういうものをぜひ進めて検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（菅原幹成君）

今回新たに設置する農地利用最適化推進委員につきましては、国のほうで新たに農地利用最適化交付金という予算を計上しております。これが農業委員とは別にこの最適化推進委員を置く

市町村に対して交付されるということで、基本的に月額2万円という単価を示されておりまして、そこをもとに今回は計上させていただいておりますが、活動につきましては農業委員とほぼ同等ということではありますけれども、権限の関係とか、そういった定例会のことなども踏まえて、今回は県内の動向等も見ながら設定をさせていただいておりますが、今後そういった今議員ご指摘の件につきましては、今後の活動を見ながら検討を加えていきたいというふうに思います。

(「進行」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第11号、平泉町農業委員会の委員等定数条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

議長(佐藤孝悟君)

それでは、再開をいたします。

日程第9、議案第12号、平泉町駐車場条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

稲葉観光商工課長。

観光商工課長(稲葉幸子君)

それでは、議案書17ページでございます。

議案第12号、平泉町町営駐車場条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

中尊寺第2駐車場につきましては、平成29年度に駐車場敷地の一部を使用し、第5分団の屯所を新築する予定となっておりますことから、第5分団屯所建設に必要な土地を駐車場用地から外して駐車場運営を行うこととなるため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、参考資料の16ページ、議案第12号参考資料の新旧対照表でご説明をさせていただきます。

平泉町駐車場条例の第2条の表中3段目、中尊寺第2駐車場の面積を、現行の1万192平方メートルを、改正後、9,864平方メートルに減らそうとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

屯所用地としてこれだけの面積が駐車場から減るとのことなのですが、資料では、ただ減る面積だけ書いております。駐車場の真ん中に屯所をつくるということはないと思いますが、どこかの辺を減らすかということをご明示しないのか、そこら辺の資料が不足しているのではないかと思います。どうですか。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

大変申し訳ございません。今日は口頭でご説明を申し上げたいと思います。

場所につきましては、第2駐車場、フェンスが張ってありますが、駐車場用地といたしましては、現在、一般の方から隣地としてお借りしている隣の砂利敷きのところまで含めて駐車場用地としているところです。

第5分団の屯所につきましては、砂利敷きのところ、町道に面している北側の端のところ5分団の屯所を新築しようとするものでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

進めてよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第12号、平泉町駐車場条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第10、議案第13号、町道の路線認定及び廃止に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書18ページをお開きください。

議案第13号、町道の路線認定及び廃止に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

議案書の19ページをお開きください。

図面の左上に廃止路線網図と記載されておりますが、これが現在の道路台帳と同じものでございまして、ご覧のように路線番号1207号及び路線番号1274号とも中学校線というふうに認定されております。

今年度、町道中学校線道路改良工事が完了したことから、議案書19ページに記載されております1207号及び1274号を廃止いたしまして、議案書18ページの裏になりますが、認定路線網図のとおり、平泉バイパスから町道新田線までの区間1,451.1メートルを路線番号127号中学校線と、また中学校線から役場に入ってくるところから町道倉町線までの区間310.5メートルを路線番号1207号倉町志羅山線として道路台帳の整備を行なおうとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第13号、町道の路線認定及び廃止に関し議決を求めることについてを

採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第11、議案第14号、平成28年度平泉町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長(岩淵毅志君)

それでは、議案書20ページをお開きいただきたいと思います。

議案第14号、平成28年度平泉町一般会計補正予算(第5号)につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、20ページの裏、第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額の場合は、項の補正額でご説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

1款町税1,406万7,000円、1項町民税1,561万3,000円、これは法人の現年課税分でございます。4項町たばこ税154万6,000円の減。

11款分担金及び負担金、1項負担金816万4,000円の減、これには平泉スマートインターチェンジ整備事業負担金869万6,000円の減額が含まれております。

12款使用料及び手数料69万4,000円の減、1項使用料47万6,000円の減、2項手数料21万8,000円の減。

13款国庫支出金2,669万8,000円の減、1項国庫負担金766万5,000円の減、これには児童手当負担金518万8,000円の減額が含まれております。2項国庫補助金1,899万7,000円の減、これには臨時福祉給付金給付事業費補助金733万5,000円の減額、社会資本整備総合交付金650万円の減額が含まれております。3項委託金3万6,000円の減。

14款県支出金1,328万9,000円の減、1項県負担金702万7,000円の減、2項県補助金621万円の減、これには機構集積協力金(地域集積協力金)1,934万5,000円の増額、生活再建住宅支援事業費補助金1,228万9,000円の減額が含まれております。3項委託金5万2,000円の減。

15款財産収入1,823万7,000円、1項財産運用収入174万3,000円、2項財産売払収入1,649万4,000円、これは定住促進宅地分譲地泉屋地区4区画分の売払収入でございます。

16款寄附金、1項寄附金220万5,000円。

17款繰入金、2項基金繰入金1億2,028万9,000円の減、これには財政調整基金繰入金1億928万9,000円の減額、公共施設等整備基金繰入金1,000万円の減額が含まれております。

19款諸収入1,252万円、21ページになります。1項延滞金、加算金及び過料40万円、2項町預金利子3万8,000円の減、4項受託事業収入25万円の減、5項雑入1,240万8,000円、これには市町村振興協会市町村振興助成金542万3,000円の増額、一関地区広域行政組合介護保険事業精算返還金949万8,000円の増額が含まれております。

20款町債、1項町債6,440万円の減、これには道の駅整備事業6,000万円の減額が含まれております。

歳入合計1億8,650万5,000円。

次に、21ページの裏になります。

歳出でございます。

1款議会費、1項議会費45万円の減。

2款総務費1,530万8,000円の減、1項総務管理費1,292万5,000円の減、これには庁舎内ネットワーク再構築業務委託料380万2,000円の減額が含まれております。2項徴税費221万8,000円の減、3項戸籍住民基本台帳費14万9,000円の減、5項統計調査費2万円の減、6項監査委員費4,000円。

3款民生費2,901万3,000円の減、1項社会福祉費2,006万円の減、これには臨時福祉給付金733万5,000円の減額、国保特別会計繰出金1,077万8,000円の減額、健康福祉交流館特別会計繰出金773万9,000円の増額が含まれております。2項児童福祉費795万3,000円の減、これには児童手当費600万円の減額が含まれております。3項災害救助費100万円の減。

4款衛生費492万1,000円の減、1項保健衛生費201万6,000円の減、2項清掃費290万5,000円の減。

5款労働費、1項労働諸費60万円の減。

6款農林水産業費7,699万3,000円の減、1項農業費6,909万2,000円の減、これには施設整備事業委託金3,400万円の減額、道の駅施設備品設置工事費500万円の減額、土地購入費1,116万円の減額、道の駅施設備品購入費1,617万3,000円の減額、地域集積協力金補助金1,934万6,000円の増額が含まれております。2項林業費790万1,000円の減、これには森林病虫害等防除委託金578万7,000円の減額が含まれております。

7款商工費、1項商工費32万6,000円の減。

8款土木費4,779万5,000円の減、2項道路橋梁費2,181万8,000円の減、これには用地測量及び分筆登記業務委託料620万6,000円の減額が含まれております。

22ページになります。

4項都市計画費2,552万3,000円の減、これには生活再建住宅支援事業補助金1,222万5,000円の減額、下水道事業特別会計繰出金865万円の減額が含まれております。5項住宅費45万4,000円の減。

9款消防費、1項消防費189万1,000円の減。

10款教育費656万8,000円の減、1項教育総務費110万4,000円の減、2項小学校費33万8,000円の減、3項中学校費32万円、4項幼稚園費52万円の減、5項社会教育費507万9,000円の減、6項保健体育費15万3,000円。

12款公債費、1項公債費264万円の減。

歳出合計1億8,650万5,000円。

次に、22ページの裏をお開き願います。

第2表繰越明許費でございます。

2款総務費、1項総務管理費、(仮称)平泉スマートインターチェンジ周辺土地利用計画策定事業441万4,000円。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業62万1,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、臨時福祉給付金事業(経済対策分)698万3,000円。

8款土木費、2項道路橋梁費、(仮称)平泉スマートインターチェンジ整備事業237万9,000円。

以上、4事業、1,439万7,000円を繰り越そうとするものでございます。

次に、23ページでございます。

第3表地方債補正でございます。

変更と廃止でございます。

はじめに、変更でございまして、小型動力ポンプ付積載車購入事業の変更前の限度額840万円を変更後の限度額780万円に、経営農村地域防災減災事業の変更前の限度額790万円を変更後の限度額660万円に、農業水利施設保全合理化事業の変更前の限度額270万円を変更後の限度額310万円に、道路橋梁改良事業の変更前の限度額1億430万円を変更後の限度額1億140万円にそれぞれ変更しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同じでございます。

次に、廃止でございまして、道の駅整備事業6,000万円を廃止しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(佐藤孝悟君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、佐々木雄一議員。

9番(佐々木雄一君)

ちょっと探し得ないのですが、保育所関係で、ここ数年職員が増えていない状況の中で、昨年と比較してそれらの人件費の動向というのはどのようになっているのか、そして、そのことに対する問題点をどのように捉えているのかお知らせ願いたい。

議長(佐藤孝悟君)

岩淵総務課長。

総務課長(岩淵毅志君)

ただいまの保育所の保育士等の人数に変更がないというような状況に対してのご質問ということでございますけれども、いずれ人件費につきましては、総合計画、その中の行財政改革推進委員会等々の中でも、いずれ現在の財政課のもと、決して楽な財政運営ではないというようなことから、引き続き引き締めた内容での財政運営を図るというようなことで、それに伴って人件費、

職員数等も含めてでございますけれども、それらの中の少数の人数の中で対応していくというような状況にあるところでございます、それぞれ各部署での職員の増についても実際には実施していないというような状況でございます。

その中で、保育所の中の保育士等の問題につきましても、いずれご指摘あるわけではございませんけれども、その中で少なくとも法令上で規定されている人数等は確保しながら保育等を行っている状況にあるということでございます。その中で今現在も進めているわけでございますけれども、今後につきましても、その中で厳しい財政運営の中ではございますけれども、いずれ法令等によつて、その中で対応できる保育士等の人数は確保しながら引き続きやらせていただくというようなことの方で進めさせていただきたいというふうに思っております。

それから、もちろんその人数につきましては、増やせれば増やしたいというふうな気持ちはあるわけではございますけれども、先ほど申し上げましたさまざまな要件の中で、法令に基づく人数等を確保しながら、今後につきましても、厳しい財政状況の中、安定をさせた財政運営を図るために努めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

その法令に基づくというのは、配置基準を指しているのだと思うのですが、ここで職員だけではなくて、それを所管する所長を含めて配置するようになっている。ましてや二葉きりり園においては、保育所、幼稚園が同一の併任でやっている。例えばこれが民間だったら、この配置で問題ないというふうになるのかどうかという私は境界線上にあると思うのですが、そこら辺の認識はあるのかどうかということと、ここに説明員としてお越しいただいている所長にも現状をお知らせ願えればと思います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

配置基準につきましては、国のそれぞれ児童の数に応じた保育士の配置基準ということでございまして、それを満たすような形で運営はされております。

また、民間においてというふうなお話でしたが、公立も民間も同じ基準の中で行っていくということになります。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

佐藤平泉保育所長。

平泉保育所長（佐藤京子君）

職員の配置につきましても、最低基準といたしますか、満たしている状況で保育は行っております。毎年、監査も受けておりまして、指導をいただきながら行っておりますので、満

たしているというところによろしいかと思えます。

議長（佐藤孝悟君）

萩山長島保育所長。

長島保育所長（萩山義浩君）

長島保育所につきましても、各年齢の人数に見合った保育士を配置できております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

十分満たしているという話ですが、外から見ると大変だろうなというふうに思うのですが。それでは、平泉の場合は、所長、主幹、所長補佐というふうに肩書はいろいろあるのですが、それらを満たしていなくても園は存続していますからそれでいいのですが、ましてや、この間の卒園式がございました。その前に一般質問やら議会への説明員として出席しておられます。卒園まで所長であり園長である方がずっと議会で説明員としてここに着席していただいておりますが、町長が議長のとときに、そういう保育所、保育園の職員の配置の実態からして、説明員をおろした経緯があるのですが、青木町長になってからまた説明員としてここに着座させておられるわけですが、そこら辺の関係で町長はどう考えているのかお聞かせ願いたい。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

そのとおりの答えになるかどうかはわかりませんが、ちょっと気配りが足りない部分もあるかもしれませんが、いずれ保育所長も管理職であります。そういった中で、この議場での説明員については、やはり管理職でありながら説明員としてここにいないということは、議会でのさまざまな議論があるわけでありまして。それは保育部門のみならず、町政全般にわたってであります。そういった全般を、議場での議論であったり、そしてあったものをやはり共有していない中では、同じ方向を向いて、庁議のときだけ来ていただいて、あとの議場でのそういったやりとりを見ていない、当然、担当する課長は後日議場でのやりとりは説明している、今までもあったと記憶しておりますが、そういった中で、やはりそういう現状をきちんと把握しながら、同じ方向を向いて一体となって町政全般にわたってみんなで行っていくという一つの体制を構築していくためには、全員がそういう体制にあったほうがいいということで、説明員として議場にきていただいているという内容であります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。進めてよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

それでは、質疑を終わりたいと思います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第14号、平成28年度平泉町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第12、議案第15号、平成28年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長(菅原克義君)

議案第15号、平成28年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の補足説明をさせていただきます。

44ページ裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の場合は、項の補正額でご説明をいたします。

まず、歳入でございます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税34万7,000円の減、国保税の減額でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料1万8,000円。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金397万円、国庫支出金の変更申請による増額でございます。

4 款県支出金88万4,000円、1 項県負担金20万6,000円の減、特定健診等負担金の減額でございます。2 項県補助金109万円、県財政調整交付金の増額でございます。

5 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金4,917万8,000円の減、退職者医療交付金の変更決定による減額でございます。

6 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金2,242万7,000円、国保連の算定の確定による増額でございます。

8 款財産収入、1 項財産収入1,000円の減。

9 款繰入金、1 項他会計繰入金1,077万8,000円の減、保険税軽減分、財政安定化支援分、事務費繰入分等の一般会計からの繰り入れの減額でございます。

11款諸収入106万3,000円、1項延滞金及び過料97万3,000円、2項雑入9万円。

歳入合計3,194万2,000円の減でございます。

次に、歳出でございます。

1款総務費60万円、1項総務管理費41万4,000円の減、2項徴税費109万円、3項運営協議会費7万6,000円の減。

2款保険給付費132万円の減、2項高額療養費48万円の減、3項出産育児諸費84万円の減。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等1,355万9,000円の減、支払基金の確定による減額でございます。

6款介護納付金、1項介護納付金1,174万円の減、同じく支払基金の確定による減額でございます。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金1,592万3,000円の減。

10款基金積立金、1項基金積立金1,000万円、財政調整基金積立金でございます。

歳出合計3,194万2,000円の減。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第15号、平成28年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第13、議案第16号、平成28年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

議案第16号、平成28年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

52ページ裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正でございますので、項の補正額で説明いたします。

まず、歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料303万8,000円、特別徴収保険料469万5,000円の増額と普通徴収保険料165万7,000円の減額でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金14万4,000円の減、社会保障・税番号制度システム整備補助金の減額でございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金196万6,000円の減、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金の減額でございます。

歳入合計92万8,000円。

次に、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費22万6,000円の減。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金115万4,000円、これは保険料303万8,000円の増額と保険基盤安定負担金188万4,000円の減額でございます。

歳出合計92万8,000円。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第16号、平成28年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第14、議案第17号、平成28年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

議案第17号、平成28年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

55ページ裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正ですので、項の補正額でご説明をいたします。

まず、歳入でございます。

1 款使用料、1 項施設使用料671万円の減、これには入館料665万円の減額を含んでおります。

2 款繰入金、1 項他会計繰入金773万9,000円、一般会計繰入金の増額でございます。

4 款諸収入、1 項諸収入210万8,000円の減、これには食堂売上料175万3,000円の減額を含んでおります。

歳入合計107万9,000円の減。

次に、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費107万9,000円の減、消費税及び地方消費税75万6,000円の減額、入湯税30万円の減額を含んでおります。

歳出合計107万9,000円の減。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

予算書では入館者の減というような、最近では多少増えているという状況ですが、これを建てたときには福祉と交流を目的とするということで、いろいろな企画をしてほかから人を呼んで、誘客して入館者を増やして入湯してもらうというような企画だったように記憶しておりますが、その交流の部分の企画度合いは平成28年度どういう状況だったのか、そして今度平成29年度はどういうような企画をされるのかお聞かせ願いたいと。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

この施設につきましては、健康福祉交流館ということで、まさにそのとおりの目的で行っていくということで、交流の部分ということでございますが、これについては町民以外のいろいろな他市町村の方々からも来ていただいて、この施設を使っていただくといったようなのが大きなところかなというふうに思います。

また、特にということであれば、例えばグリーンツーリズムの方々の利用の利便も図っておりますので、そういった方々の、生徒含めて来ていただくといったようなこともその交流の中には入ってくるかなというふうには思います。

総体として、いろいろな県内、県外の方々を使っていただくといったあたりが交流にあたるのかなというふうに考えております。

議 長（佐藤孝悟君）

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

昔というか、当初のころは写真展とかそういうのも独自に企画したように思うのですが、最近それらの催し物の話題もないというふうに感じておりますから、そこら辺の企画ももう少し力を入れていってはどうかという提言でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

提言でいいですか。

9 番、佐々木雄一議員。

9 番（佐々木雄一君）

何かあれば。

議 長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

当初は確かに写真愛好家の方々の写真を展示したりといったようなことがありました。その後何年かは飾っていたようには思いましたが、その後はちょっと今やっていないというふうな状況でございます。

今お尋ねのようなことも含めて、来館者に訴えるようなといいますか、楽しめるようなものも含めて今後考えていきたいというふうに思います。

議 長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第17号、平成28年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議長(佐藤孝悟君)

日程第15、議案第18号、平成28年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

稲葉観光商工課長。

観光商工課長(稲葉幸子君)

それでは、議案書58ページでございます。

議案第18号、平成28年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算(第3号)につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、58ページの裏の第1表歳入歳出予算補正でご説明をさせていただきますが、款項同額ですので、項の補正額で説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

1 款使用料、1 項駐車場使用料132万2,000円の減。

2 款財産収入、1 項財産運用収入1,000円。

5 款諸収入、1 項雑入1,000円。

歳入合計132万円の減。

次に、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費132万円の減。

歳出合計132万円の減。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

議長(佐藤孝悟君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

9 番、佐々木雄一議員。

9 番(佐々木雄一君)

駐車場使用料の補正で、第2駐車場プラスの3万4,000円というのは正月の部分かどうかという部分と、13節の委託料で190万円の警備委託料が減額になっていますが、これらはどういう経過でこれほどの減額になったのかお知らせ願います。

議長（佐藤孝悟君）

稲葉観光商工課長。

観光商工課長（稲葉幸子君）

はじめに、歳入の部分の使用料の第2駐車場の増の理由ですけれども、1月については前年よりは若干増となったところではございますが、全体の見込みを計算いたしまして補正をさせていただいたところではございます。

続きまして、歳出の部分となりますが、委託料のところでは190万円の減額としているところですが、今年度は特にも世界遺産登録5周年ということで、大変町内の駐車場の周辺が混雑するということを見込みまして、例年よりは多く予算措置をさせていただいたところではございます。

1月の初詣の警備などに係っても、例年よりは若干多く訪れていただいたという状況がありまして、見込みよりも人の人数が必要なかったということで、残った分については減額をさせていただいたという理由でございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第18号、平成28年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第16、議案第19号、平成28年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とし

ます。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案書60ページでございます。

議案第19号、平成28年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての補足説明をさせていただきます。

60ページの裏の第1表歳入歳出予算補正でございます。款項同額の場合は、項の補正額で説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料252万円。

4款繰入金、1項他会計繰入金865万円の減。

6款諸収入、2項雑入1,000円の減。

7款町債、1項町債390万円の減。

歳入合計1,003万1,000円の減でございます。

次に、歳出でございます。

1款下水道事業費、1項下水道事業費905万4,000円の減。

2款公債費、1項公債費97万7,000円の減。

歳出合計1,003万1,000円の減。

次に、議案書61ページの地方債補正でございます。

変更後の内容についてご説明をいたします。

起債の目的、公共下水道事業、限度額3,950万円、同じく流域下水道事業、限度額750万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同様でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第19号、平成28年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第17、議案第20号、平成28年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案書65ページでございます。

議案第20号、平成28年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

65ページの裏の第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額でございますので、項の補正額でご説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金13万円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料14万5,000円。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金246万円の減。

6 款諸収入、1 項雑入81万4,000円の減。

7 款町債、1 項町債100万円の減。

歳入合計399万9,000円の減。

次に、歳出でございます。

1 款農業集落排水事業費、1 項農業集落排水事業費380万6,000円の減。

2 款公債費、1 項公債費19万3,000円の減。

歳出合計399万9,000円の減。

次に、議案書66ページの地方債補正でございます。

変更後の内容についてご説明をいたします。

起債の目的、資本費平準化債、限度額1,320万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同様でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (佐藤孝悟君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第20号、平成28年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 (佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議 長 (佐藤孝悟君)

日程第18、議案第21号、平成28年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長(鳥畑正彦君)

議案書69ページでございます。

議案第21号、平成28年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の補足説明をさせていただきます。

69ページの裏の第1表歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の場合は、項の補正額で説明をいたします。

はじめに、歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、2 項負担金61万4,000円の減。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料62万1,000円の減。

6 款諸収入、1 項雑入13万9,000円。

歳入合計109万6,000円の減。

次に、歳出でございます。

1 款水道事業費87万1,000円の減、1 項水道管理費7万1,000円の減、3 項水道事業費80万円の減。

2 款公債費、1 項公債費22万5,000円の減。

歳出合計109万6,000円の減。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第21号、平成28年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時15分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

日程第19、議案第22号、平成28年度平泉町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書73ページでございます。

議案第22号、平成28年度平泉町水道事業会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

74ページの平成28年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書、収益的収入及び支出でございます。項目同額の場合は、目の補正額でご説明をいたします。

収入でございます。

1款水道事業収益380万円、1項営業収益、1目給水収益180万円、2項営業外収益、5目長期

前受金戻入200万円。

収入合計380万円。

次に、支出でございます。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、7 目資産減耗費311万円。

支出合計311万円。

次に、74ページの裏をお開きください。

資本的収入及び支出でございます。項目同額の場合は、目の補正額でご説明をいたします。

収入でございます。

1 款資本的収入25万5,000円、1 項企業債、1 目建設改良費等の財源に充てるための企業債1,530万円の減、2 項負担金、1 目負担金1,555万5,000円。

収入合計25万5,000円。

次に、支出でございます。

1 款資本的支出465万6,000円、1 項建設改良費465万6,000円、1 目一般改良事業費540万4,000円、2 目設備改良事業費74万8,000円の減。

支出合計465万6,000円。

73ページの裏に戻っていただきたいと思えます。

第4条、予算第5条に定めた企業債の額を、次のとおり改める。

変更後の内容についてご説明をいたします。

起債の目的、建設改良事業、限度額4,870万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と同様でございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第22号、平成28年度平泉町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第20、議案第23号、平成29年度平泉町一般会計予算、日程第21、議案第24号、平成29年度平泉町国民健康保険特別会計予算、日程第22、議案第25号、平成29年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算、日程第23、議案第26号、平成29年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算、日程第24、議案第27号、平成29年度平泉町町営駐車場特別会計予算、日程第25、議案第28号、平成29年度平泉町下水道事業特別会計予算、日程第26、議案第29号、平成29年度平泉町農業集落排水事業特別会計予算、日程第27、議案第30号、平成29年度平泉町簡易水道事業特別会計予算、日程第28、議案第31号、平成29年度平泉町水道事業会計予算を一括議題といたします。

本案について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、佐々木雄一議員。

9番、佐々木雄一議員。

9番（佐々木雄一君）

予算特別委員会委員長の佐々木雄一です。

それでは、委員会審査報告を申し上げます。

議案第23号、平成29年度平泉町一般会計予算、議案第24号、平成29年度平泉町国民健康保険特別会計予算、議案第25号、平成29年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算、議案第26号、平成29年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算、議案第27号、平成29年度平泉町町営駐車場特別会計予算、議案第28号、平成29年度平泉町下水道事業特別会計予算、議案第29号、平成29年度平泉町農業集落排水事業特別会計予算、議案第30号、平成29年度平泉町簡易水道事業特別会計予算、議案第31号、平成29年度平泉町水道事業会計予算。

以上について、本委員会に付託された上記議案について、3月9日、10日の両日にわたり審査した結果、次の意見を付して原案賛成すべきものと決定したから議会規則第76条の規定により報告いたします。

審査意見。

1、財政規模の縮小が見込まれることから、自主財源の確保に努めるとともに、基金の取り崩しは慎重に行われたい。

2、特別会計の健全化に向けた企業努力と中期的改革プランの策定に努められたい。

3、道の駅平泉と連携できる6次産業の推進等、農業振興策を積極的に図られたい。

4、企業誘致、定住化、子育て、介護を一体とした取り組みをされたい。

5、住民意思に応える予算作成に努められたい。

以上であります。よろしく願い申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

以上で予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま議題となっております9案件は、予算委員会において審議が十分なされたものでありますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

はじめに、議案第23号について討論を行います。討論はありませんか。

原案に対して反対のほうから。

6番、高橋伸二議員。

6番(高橋伸二君)

平成29年度平泉町一般会計当初予算案に反対の立場から討論をいたします。

まず、私は提案をされております一般会計当初予算案の総枠について反対、否定をするものではないということをおきたいというふうに思います。私は一般会計予算案策定にあたって町民などから提出をされたリフォーム事業の再開を求める切実な請願採択を見ながらも、住民意思、議会意思が反映されていない当初予算案に対して反対するものでございます。

リフォーム事業の再開については、昨年の定例会議においてその都度ただされ、答弁では、早急な復活は必要ないとの見解を示しながらも、取り巻く環境の変化に応じて実施を検討するとも述べ、一定の理解を示したものと受け止めてまいりました。本年3月会議においては、予算措置がなされないことに対して町議会会議規則運用例規133項に基づき議長に報告をされた請願の処理結果の内容をめぐって、一般質問で同僚議員からただされ、その答弁においては、請願採択を重く受けとめ、重要な課題であると認識し、必要性、重要性、そして財政計画との整合性を考慮しながらリフォーム事業の復活にかかわる事業の検討を行ったことが述べられました。また、予算措置しなかったこと理由を問われた予算特別委員会質疑において、町長は、予算計上しなかったことは財政運用上の理由からではないというふうにも答弁をされました。

請願処理結果報告にある生活再建住宅支援事業なるものは、そもそも東日本大震災及び津波によって住宅が全壊ないしは半壊したことによって、住宅を解体した住民に対する支援事業として発足したものであり、リフォーム補助事業とは全く異質の事業であったからこそ、本町はリフォーム支援事業と生活再建住宅支援事業、この2つの補助事業を同時に継続してきたのではないのでしょうか。質疑におけるやりとりで明白になりましたように、生活再建住宅支援事業で住宅リフォーム事業を補完できないことは町自ら承知をしながら、リフォーム事業を再開しない理由としていることに道理も説得力も全くありません。

そもそも住宅リフォーム事業導入の目的は、補助金交付要綱第1条にその目的が書かれていることから明らかなように、町民の居住環境の充実と町内商工業の振興を図ることを目的に、他の自治体に先駆けて本町が事業展開をしたのが発端であり、他に誇れる先進の、住民に対する支援事業でありました。平成27年度末で事業廃止をした理由として挙げております申請件数の減少は、事業効果の表れではありますが、事業導入の目的は完遂したとは言えないものがあります。

このことは事務事業検討審査委員会意見においても事業目的と事業効果の検証の中で認めているところであり、住宅等のリフォーム事業に対する町民の要望はいまだに存在しているのです。であるがゆえに、昨年、町内事業者団体及び住民から本事業の再開を望む声が寄せられ、その請願が議会採択をされました。採択されたリフォーム補助事業再開は、町民が等しくその事業の恩恵を享受できるものであり、決して一部に言われるような利益誘導にもあたりません。請願は平成21年の告示内容を何ら変更するものではなく、7年もの間、行政と議会が認知をしてきた補助事業制度の純粋な再開を求めたものであります。

住宅リフォーム事業補助金交付要綱に定める目的、定義に明らかなように、生活再建住宅支援事業とはそもそもが根本から事業の性格も性質も全く異なる制度であります。生活再建住宅支援事業は住宅リフォーム事業が担ってきた役割にとってかわることはできません。制度も目的も異なるこの事業に転嫁しようとしていることの見識を疑うものであります。

住宅リフォーム事業の再開にあたって、仮に見直しや検討が必要であるとするならば、それはこのリフォーム事業開始から7年間の事業実施件数が233件となっているものの、13件の未実施事業があることから、事業再開にあたっては、補助金交付要綱第2条別表2に掲げるリフォーム対象事業の内容の精査を検討することは必要であります。

また、町長の言うところの新たな枠組みで住民要望に応えることもまた道理であります。しかし、結果として新たな枠組みで住民要望に応えるということが住民意思にできていない姿勢は、政治的責任、道義的責任が問われることにつながります。この間の町側の答弁は、早急な復活は必要ないとの見解を示しつつも、少子高齢化対策や景観の向上など、本町の施策に基づく住宅改善への助成については一定の理解を示してきたと私は受け止めております。

今、新しい景観条例が施行され、外観の修繕や模様替え、色彩の変更などが規制の対象となっただけに、リフォーム事業の再開は町民の経済的負担の軽減と、景観のさらなる向上を目指す上からも一挙両得の事業であることは必定です。町長の施政方針演述にある景観の保全・整備に対して引き続き支援してまいりますとの言葉とも合致するものでございます。

12月本会議場で請願を採択すべきものと報告をした産業建設常任委員長は、町長と全ての議員に向かって産業建設常任委員会が機関意思決定に至った本旨を述べるとともに、次のように言葉を添えました。当局にあつては新年度の予算に反映されますように検討していただきたいと、町議会会議規則第93条第2項に基づく意見を付し、実効ある措置がとられるよう陳述をしたのであります。そして町長は、請願の採択は議会として民意を受け止めたものであり、町としても調査検討していくと述べたことがマスコミ報道され、町民はいつになく大きな期待を膨らませていました。

しかし、3月会議に提出された平成29年度一般会計当初予算は、民意に誠意を持ってあたり、調査検討するとした行政側の姿勢が反映されたものではありませんでした。辛辣な言い方ではありますが、これは行政当局の不実告知とも言えるものであり、議会に対する信義に背く行為とも言えます。かてて加えて、町長が施政方針演述で町民の代表である議会との対話を尊重すると述べたことが絵空事とも映るものでございます。そうであるがゆえに、平成29年度予算案を審議した

予算特別委員会の予算審査意見書には、住民意思に応える予算作成に努められたいと、かつてない意見が明記されたことを重く受けとめることが肝要であります。

言うまでもなく、政治家の仕事というのは政治活動を通じてよりよい社会になるよう働きかけることです。そのために税金の使い道を決めたり政策を決めたりする。これは社会全体のためにということを考えて決めるものであり、それが政治家の本分であると私は思料します。言わずもがなであります。予算は議会を通じて住民が首長をコントロールし、首長が自治体組織をコントロールする手段であります。オール平泉を掲げる町長の政治姿勢、手腕が試されるとともに、強く問われるものであることを肝に銘ずるべきです。一方、議会は、予算の審議を通じて行政の施策に住民の意思を反映させる、これが課せられた大きな責務であることを重く受けとめるときでもあります。

リフォーム事業再開に係る予算1つを取り上げ私が当初予算案に反対することには異議や異見のあることは承知いたしますが、町長と議会という二代表制のもとで議会として採択した以上、特にも採択した内容が町の独自判断で措置すべきものである請願内容に対しては、議会はその実現について最善の努力をすべき政治的、道義的責任を負うこととなります。私は道理が通らず不合理的理由で民意がないがしろにされることを看過することはできません。

以上の理由により、12月会議で請願採択に賛成した議会として、自らの政治姿勢を明確に示すべきであるとの立場から、一般会計当初予算案に対する反対討論といたします。

議長（佐藤孝悟君）

次に、原案に賛成の発言を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

そのほか反対の方いらっしゃいますか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

なければ、これで討論を終わります。

それでは、これから議案第23号、平成29年度平泉町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（佐藤孝悟君）

起立多数でございます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第24号、平成29年度平泉町国民健康保険特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第25号、平成29年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第26号、平成29年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第27号、平成29年度平泉町町営駐車場特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第28号、平成29年度平泉町下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第29号、平成29年度平泉町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第30号、平成29年度平泉町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号について討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

これから議案第31号、平成29年度平泉町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時50分

議長(佐藤孝悟君)

再開いたします。

日程第29、同意第1号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長(青木幸保君)

それでは、追加議案、人事案件の説明をさせていただきます。

議案書その2の1ページをお開きください。

同意第1号の提案理由を申し上げます。

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものでございます。

氏名、山平功二。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この同意案件は、畠山勝彦委員が平成29年3月31日をもって任期満了となりますことから、新たに山平功二氏を教育委員に選任したいので、議会の同意をお願いしようとするものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長(佐藤孝悟君)

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第1号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、同意第1号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては同意することに決定しました。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時55分

議長(佐藤孝悟君)

再開いたします。

日程第30、諮問第1号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを議題とします。提出者の説明を求めます。

青木町長。

町長(青木幸保君)

それでは、追加議案、人事案件の説明をさせていただきます。

議案書その2の2ページをお開きください。

諮問第1号の提案理由を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてでございます。

次の者を人権擁護委員に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

氏名、千葉博昭。住所、生年月日は記載のとおりでございます。

この諮問案件は、千葉博昭委員が平成29年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き推薦したいので、意見を求めるものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長(佐藤孝悟君)

これで説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから諮問第1号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについてを採決します。

本件は原案に異議のないことを答申することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについては原案に異議のないことを答申することに決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第31、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

平成29年度に開催が予定されている各種会議、議員研修等については、別紙議員派遣一覧表のとおり、本議会の議員を派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、平成29年度に開催が予定されている各種会議、議員研修等については、別紙議員派遣一覧表のとおり決定しました。

お諮りします。

ただいま決定した別紙議員派遣一覧表以外に議員の派遣の必要が生じた場合は、その都度、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣一覧表以外の議員の派遣については、そのように取り扱うことに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時15分

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

以上で、本定例会3月会議に付議された全ての議案が議了しました。

閉議の宣言をします。

これをもって、平成29年平泉町議会定例会3月会議を閉じます。

散会 午後 3時15分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 升 沢 博 子

同 佐々木 一 治